

高等学校等におけるキャリア・パスポートに関するQ & A

- ※ 高等学校等…高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、高等専門学校
- ※ 中学校等…中学校、特別支援学校中等部、中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程

Q1 中学校等から高等学校等への引き継ぎ方法は？

A1 原則として、生徒が持参します。

回収方法：例）・合格発表時に通知→合格者説明会で回収

・合格者説明会で通知→入学式後のホームルーム活動で回収

※ 入学式前後の早い段階で回収し、教師の生徒理解に活用することが求められています。

※ 令和2年度、郡市校園長会等で、公立中学校長に高校等への引き継ぎについて依頼するとともに、県中学校教育課程研究集会においても、各中学校特別活動担当者に連絡します。

Q2 中学校等に引き継ぎを求めるのはいつからか？

A2 令和3年度入学生からです。ただし、中学校等で先行実施されており、令和2年度入学生が高等学校等へ持参する場合があります。その場合の引き継ぎや保管等は各学校の判断となります。

Q3 保管期間と返却時期は？

A3 在学中は校内で保管してください。原則として卒業時に返却します。転・退学等で在籍しなくなる場合は、その時点で返却してください。

Q4 保管場所はどこか？

A4 蓄積する内容（個人情報を含まない等）を工夫すれば、教室内で保管することも可能です。ただし、個人情報が含まれる場合には、教師のみが管理するスペースでの保管となります。

※ キャリア・パスポートに蓄積する資料は、ホームルーム活動等で活用する観点から、級友等の他者に知られたくない情報（進路希望調査、定期考査の点数等、家庭状況等）を含むものは不向きと考えられます。

Q5 管理方法は？

A5 個人情報を含むことを想定し、学校で行います。また、学年間の引き継ぎは、原則として、教師間で行います。

Q6 定時制・通信制での対応はどうすれば良いか？

A6 各学校の実情に応じて実施の有無を判断してください。
参考) 平成30年3月告示高等学校学習指導要領総則第1章第2款3(3)ウ及びカまたは5(6)に則ってください。

Q7 通常の学級に在籍する発達障害を含む特性のある生徒への取組はどうすれば良いか？

A7 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて指導してください。

Q8 特別支援学校での取組はどうすれば良いか？

A8 個別の教育支援計画や指導計画等により「キャリア・パスポート」の目的に迫ることができると判断される場合は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容となるよう工夫して取り組んでください。

Q9 不登校生徒への対応はどうすれば良いか？

A9 生徒の状況に応じて各学校で判断してください。
例) ・家庭や地域等で生徒の頑張りや努力がみられる場合は、可能な範囲でそのような学びを記録できるシートの工夫も考えられます。
・うまく書けない、書きたくない→記録を強要しない等の配慮をすることが考えられます。
※ 本人の意思に反した記録を強いた結果、振り返った際に、辛い記憶(記録)が蘇ることに繋がり、状況が悪化することも考えられます。
※ 「記録をしない(したくない)」ということがその時点での記録である」という視点をもって対応をお願いします。

Q10 既に就労している生徒等への対応はどうすれば良いか？

A10 生徒の状況に応じて各学校で判断してください。

例) ・正規雇用として就労しており、社会的・職業的自立に必要な資質や能力を既に備えていると判断できる場合

→「キャリア・パスポート」に取り組む必要性がなく実施しなくても構いません。

・非正規雇用（アルバイトを含む）であり、今後も社会的・職業的自立に必要な資質や能力を身に付けさせる必要があると判断される場合

→「キャリア・パスポート」に取り組む必要性があり、実施することが前提となります。

Q11 資料を蓄積するためのファイルはどうすれば良いか？

A11 各学校にて適切と判断されるものを準備してください。中学校等からの引き継ぎ時点では、ファイルの形状が多様であると思われます。ついては、高等学校等入学後、各学校が準備したファイルに綴じ直すことも考えられます。

Q12 担当の分掌はどこか？

A12 各学校の実情に応じて判断してください。

Q13 「キャリア・パスポート」をそのまま学習評価とできるか？

A13 「キャリア・パスポート」は自己評価及び個人の成長の記録であることから、そのまま学習評価とすることは適切ではありません。